



「令和の日本型学校教育」について一緒に考えましょう！～その2～



令和3年1月26日に中央教育審議会より出された『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）では、全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性として、次のように述べられています。

障害のある人や子供との触れ合いを通して、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は障害により起因するものだけでなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものという考え方、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考えていくような経験や態度の育成が求められる。

障害の「社会モデル」は、「インクルーシブ教育だよりVOL.4」でも触れたように、障害のある人が日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害だけでなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものという考え方です。

< 4つの バリア >

物理的なバリア	… 例) 建物や設備出入り口や通路に段差があること
制度的なバリア	… 例) 障害があるから別の学びの場を勧められる
文化・情報面でのバリア	… 例) 障害のある人を意識していない講習会
意識上のバリア	… 例) 偏見や無知、無関心

社会の中には、様々な障害やバリアによって困っている人がたくさんいます。学校、学級において、本人が努力をしても解決できないことや場面があるかもしれません。

障害を本人の責任として考えるのではなく、教師や周囲の人の行動や環境を改めて見つめ直し、障壁を取り除くことによってより良い生活や学びが実現できるようにしていきましょう。

障害のある子を含め多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした学校・学級運営に、「社会モデル」の考え方を生かしていくことが求められているのではないのでしょうか？

